

過疎地域持続的発展県計画

県が過疎地域の市町に協力して
講じようとする措置の計画

令和3年10月

広 島 県

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 持続的発展の基本方針	1
(2) 目標等	1
(3) 計画の達成状況の評価	3
(4) 計画期間	3
2 地域の持続的発展のために実施すべき施策	4
(1) 移住・定住，地域間交流の促進，人材の育成	4
(2) 産業の振興	5
(3) 地域における情報化	13
(4) 交通施設の整備，交通手段の確保	14
(5) 生活環境の整備	18
(6) 子育て環境の確保，高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	23
(7) 医療の確保	25
(8) 教育の振興	26
(9) 集落の整備	26
(10) 地域文化の振興等	27
(11) 再生可能エネルギーの利用の推進	27
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	28
(13) 過疎地域市町相互間の連絡調整，人的及び技術的援助その他必要な援助	29

1 基本的な事項

(1) 持続的発展の基本方針

過疎対策については、昭和45（1970）年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げてきた。

また、広島県においては、過疎地域が大半を占めている中山間地域の価値や豊かさを県民共通の財産として理解し、次の世代に引き継いでいくため、平成25（2013）年に「広島県中山間地域振興条例」を制定し、また、平成26（2014）年に「広島県中山間地域振興計画」、令和3（2021）年に「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」を策定し、持続可能な中山間地域の実現に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、本県の過疎地域における人口は、県全体を大きく上回るスピードで減少傾向が続いており、また、地域コミュニティの基礎となる集落単位では全国と比べて高齢化率が高く、50%を超える集落が全体の4割以上を占めていることから、地域の基幹産業である農林水産業の衰退、農地の荒廃等による県土の保全への影響、暮らしの基盤といえる集落コミュニティ機能の脆弱化など、過疎対策は極めて重要な課題となっている。

このため、過疎地域持続的発展県計画においては、中山間地域振興計画を踏まえながら、地域の特性を生かした事業を計画的・重点的に進めるとともに、市町が行う過疎地域持続的発展施策を実現するために、県が措置することが適当と認められる行財政上の支援措置等を、積極的に講じていくこととする。

(2) 目標等

広島県過疎地域持続的発展方針(令和3年8月)1-(2)-イに定める目指す姿(表1)を本計画の基本的な目標とする。

計画の達成状況については、第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画に掲げる指標(表2)により把握していく。

(表1) 目標

里山・里海に象徴される人と自然が作り出す地域ならではの資産が、守るべき価値あるものとして、内外の人々により引き継がれる中で、地域への愛着と誇りの高まりが、将来への希望と安心につながり、心豊かに、笑顔で幸せな生活を営むことができる地域の実現

(表2) 指標

区 分	主な指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	中山間地域 振興計画に おける分野
移住・定住・地域間 交流の促進, 人材育成	移住希望地域ランキング	2位	5位以内 を維持	人づくり
	県外からのU I ターン 転入者数 (全域過疎市町)	271人	301人	
	人材プラットフォーム 「ひろしま里山・チーム 500」の登録人数	345人	680人	
産業の振興	農業生産額※ 〔※畜産を除く〕	712億円 (平成30年度)	736億円	仕事づくり
	広島和牛を肥育する 企業経営体の飼養頭数	1,800頭 (平成30年度)	2,730頭	
	経営力の高い林業経営体数	2社	15社	
	海面漁業※生産額800万円 以上の担い手生産額 〔※いわしを除く〕	7億円 (平成30年度)	11億円	
	行政・経済団体・ 金融機関等連携による 「オール広島創業支援ネッ トワーク」を利用した 創業件数 (全域過疎市町)	18件	現状水準を 維持	
	外部人材を活用する 中小企業数 (全域過疎市町)	—	290社	
交通施設の整備, 交通手段の確保	地域で支え合う新たな 交通サービスを交通計画に 位置付けた市町数	—	19市町	生活環境 づくり
	デジタル技術を活用した 課題解決モデルの創出	—	10件以上	
	避難の準備行動が できている人の割合	13.6%	50.0%	
子育て環境の確保, 高齢者等の保健・福祉 の向上及び増進	安心して妊娠, 出産, 子育て ができると思う者の割合 (ひろしま版ネウボラを 実施している市町)	80.0%	86.0%	

区 分	主な指標	令和元年度 (現状)	令和7年度 (目標)	中山間地域 振興計画に おける分野
医療の確保	医療施設従事医師数 (全域過疎市町)	452人 人口10万人対 195.1人 (平成30年度)	452人以上 人口10万人対 217.1人以上	生活環境 づくり
	中山間地域に勤務する ふるさと枠等の卒業医師数	23人	75人	
	医療や介護が必要になっ ても、安心して暮らし続けら れると思う者の割合	55.6% (令和2年度)	69.0%	
教育の振興	地域に貢献しようとする 意欲を持っている中山間 地域の県立高校生徒の割合	62.7%	80.0%	人づくり
地域文化の振興等	地域の資源と呼べる スポーツを活用して 地域活性化を図っている 市町数	3市町 (令和2年度)	14市町	
その他地域の持続的発展 に関し必要な事項	手入れ不足の人工林の 年間間伐面積	617ha	1,050ha	生活環境 づくり
	3品目の海岸漂着物 (ペットボトル、プラスチック ボトル、レジ袋)	8.4t	7.9t	

※ 地域を限定していない「主な指標」の目標値は、全県を対象とする数値。

(3) 計画の達成状況の評価

上記(2)に掲げる主な指標については、その達成状況等を、毎年度、広島県中山間地域振興条例第12条の規定による「中山間地域の振興に関する主な施策の実施状況」並びに地方自治法第233条第5項及び広島県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件等として定める条例第4条第1項の規定による「主要施策の成果に関する説明書」等により、9月定例県議会へ提出する。

(4) 計画期間

令和3(2021)年4月1日～令和8(2026)年3月31日(5か年)

2 地域の持続的発展のために実施すべき施策

(1) 移住・定住，地域間交流の促進，人材の育成

事業名	事業内容
ひろしまスタイル 定住促進事業	<p>「都市と自然の近接性」など地域特性を生かした広島らしいライフスタイルの魅力の発信や，移住相談窓口などの移住サポート体制の強化等を通して，東京圏で高まりつつある地方移住の機運を取り込み，移住・定住につなげる仕組みづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島らしいライフスタイルの魅力発信 ・ 移住希望者と地域のマッチング ・ 移住者に対する受け皿づくり
空き家活用 検討事業	<p>専門家派遣により，市町や地域が抱える課題を解決し，移住者受入基盤となる空き家バンクの充実等を支援することで，市町が取り組む空き家対策の推進を図るとともに，空き家バンクの効果的な情報発信により，移住希望者とのマッチングを促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家活用推進チームによる市町・地域などへの専門家派遣 ・ 空き家バンクHPによる情報発信
ひろしま里山 ウェブ拡大 プロジェクト	<p>地域貢献に意欲のある首都圏の若者と広島県の過疎地域等において実践活動に取り組む人材のマッチングや具体的な課題解決を通じたつながりを創ることによって，過疎地域内外における担い手の確保と実践活動参加者の拡大を図る。</p>
ひろしま里山・ 人材力加速化事業	<p>過疎地域が大半を占める中山間地域の地域づくりリーダーの活動が主体的かつ継続的に展開されるよう支援するとともに，新たな人材の育成・確保に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域の活動実践者のプラットフォーム「ひろしま里山・チーム500」の運営 ・ 「ひろしま里山・チーム500」を活用した，自立的な活動実践に向けたクラウドファンディング活用支援，産学金官で構成する「さとやま未来円卓会議」による助言 ・ 地域づくりのノウハウを学ぶ「ひろしま『ひと・夢』未来塾」の開講 ・ 里山にあるものを生かした取組の好事例を表彰する「ひろしま里山・グッドアワード」の実施 など
ひろしま版 里山エコシステム 構築事業	<p>過疎地域の課題解決に向けた地域団体や実践者の活動を広く紹介し，地域貢献に関心の高い企業等へつなげていくための広島県の専用サイトを開設することにより，様々な関係者が地域団体等の活動を継続的に支えていく仕組みを構築する。</p>
多文化共生の 地域づくり 支援事業	<p>外国人が，地域の一員として，孤立することなく地域に溶け込んで生活できる環境整備を図るための取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人と地域との橋渡し役となるキーパーソンを発掘し，当該キーパーソンを介して「地域とのつながり」や「外国人同士のつながり」を構築する。 ・ 地域日本語教育への住民理解の促進，ボランティア講習会等を通じて，支援者や指導者を確保し，既存の日本語教室の充実や日本語教育空白地域への新規教室開設を図る。 ・ ポータルサイトやSNS等により，生活関連情報や地域行事，イベント情報等の多言語発信や情報拡散を図るほか，医療，防災，教育等の情報の多言語化と提供機会の充実を図る。 ・ 県・市町の外国人相談窓口の多言語相談体制の充実を図る。 ・ 次代を担う若い世代である小中高生を対象として，異文化理解促進のための講義を実施する。

(2) 産業の振興

ア 農業の振興

事業名	事業内容
かんがい排水事業 (ストックマネジメントを含む)	<p>農業用水の確保や排水改良など農業生産条件の基礎となる水利条件の整備及び保全を行う。</p> <p>(1) 三河地区(三原市) 支線配水施設(パイプライン) L=69,390m 揚水機 8基</p> <p>(2) 三河地区(三原市) ダム管理システム等更新 1式</p> <p>(3) 重井地区(尾道市) ダム管理システム等更新 1式</p> <p>(4) 沖美地区(江田島市) ダム管理システム等更新 1式</p> <p>(5) 広島中部台地目谷地区(世羅町) 揚水機場等更新 1式</p>
農地整備事業 (ほ場整備事業など)	<p>地域の担い手への農地の利用集積を促進し、大規模経営が可能となる優良農地の創出のため、不整形なほ場の区画整形を行うとともに、水路、排水路、農道、排水改良等の整備を行う。</p> <p>(1) 安宿地区(東広島市旧豊栄町) 区画整理 24ha</p> <p>(2) 戸野地区(東広島市旧河内町) 区画整理 24ha</p> <p>(3) 御調河内2期地区(尾道市旧御調町) 区画整理 46ha</p> <p>(4) 持丸地区(庄原市旧東城町) 土層改良 15ha</p> <p>(5) 原山地区(安芸高田市旧高宮町) 区画整理 39ha</p> <p>(6) 鍋石地区(安芸高田市旧高宮町) 区画整理 35ha</p> <p>(7) 西大田地区(世羅町) 区画整理 43ha</p> <p>(8) 西大田2期地区(世羅町) 暗渠排水 44ha</p> <p>(9) 深見地区(三原市大和町) 区画整理等 13ha</p> <p>(10) 田口地区(庄原市口和町) 区画整理 10ha</p> <p>(11) 小文地区(三次市小文町) 区画整理 16ha</p> <p>計 11地区 区画整理等 309ha</p>
畑地帯 総合整備事業	<p>畑作地域の生産振興、経営改善、担い手育成を図るため、地域の実情に応じた生産基盤及び生産環境整備を一体的、総合的に行う。</p> <p>(1) 大崎東地区(大崎上島町) 農業用排水施設 1式 客土 8.1ha 暗渠排水 8.1ha 農用地造成 1.6ha</p> <p>(2) 和南原地区(庄原市) 農業用排水施設 1式 土壌改良 34ha</p>
ため池等整備事業	<p>農業用水の確保と、災害の未然防止のための防災工事などを行う。</p> <p>○ 老朽化・耐震対策 (12地区)</p> <p>(1) 神田大池(三原市旧大和町) ため池改修一式</p> <p>(2) 狩又池(三次市) ため池改修一式</p> <p>(3) 大池(三次市) ため池改修一式</p> <p>(4) 跡落池(庄原市) ため池改修一式</p> <p>(5) 大水口池(庄原市) ため池改修一式</p> <p>(6) 堂迫池(庄原市) ため池改修一式</p> <p>(7) 奥の谷池(三次市) ため池改修一式</p> <p>(8) 蓮池(三次市) ため池改修一式</p> <p>(9) 入田池(府中市) ため池改修一式</p> <p>(10) 新池・下池(三次市) ため池改修一式</p> <p>(11) 建目池(庄原市) ため池改修一式</p> <p>(12) 郷谷池(大崎上島町) ため池改修一式</p> <p>○ 廃止対策 1式</p> <p>○ 診断評価(劣化・豪雨・耐震等) 1式</p>

事業名	事業内容
先進農業企業 参入促進事業	全国の先進農業企業に対し、県内の参入可能な農地情報等を提供するとともに、大規模な農業参入意向のある県内食品関連企業等に対して、先進農業経営モデルを提案することにより、農業参入を促進し、県内農産物の生産額の増加を加速させる。
経営力向上 支援事業	経営発展意欲が高い農業者に対し、企業経営への転換に向けて生産性や経営スキルの向上を支援する。
新規就農者育成 交付金事業	就農前の研修期間中及び経営が不安定な就農直後の所得の確保を目的とした給付金を支給することにより、就農意欲の喚起、新規就農者の定着を図る。
農業ビジネス 経営力向上事業	農業者が抱える個別課題に対し、士業等専門家を派遣し、課題解決を支援することにより経営発展を図る。
ひろしま農業 創生事業	地域での話し合いを通じて農地所有者等の理解を促進することにより、意欲ある担い手に対し、まとまった農地を集積し、園芸品目の生産面積の拡大を促進する。
農産物生産供給 体制強化事業	担い手の生産規模拡大や園芸作物導入等による経営発展に必要な農業機械・施設等の整備を支援し、農業生産額の拡大を図る。
ひろしま型 スマート農業 推進事業	広島県の中山間地域に対応した、ひろしま型スマート農業技術を確立するとともに、これらを活用した経営モデルを構築し、普及させることにより、生産性の高い農業経営の実現を図る。
家畜人工授精事業	比婆牛など広島和牛の実需者ニーズに対応した和牛肉を安定的に消費者へ提供するために、生産に必要となる県有種雄牛の精液を製造する。
広島和牛経営 発展促進事業	本県の独自性を活かした広島和牛のブランドを創造し、広島和牛を「ひろしま」ブランドの一つとして貢献させるとともに、その生産体制の構築を図る。
畜産競争力強化 対策事業	畜産経営体の生産基盤の整備により、畜産物の国際化の進展に備えた収益性の高い畜産経営体の育成を図る。
ひろしま地産地消 推進事業	「広島県地産地消促進計画（平成23（2011）年12月策定）」のうち、生産者、県民等の理解・交流の促進及び県内農林水産物等の利活用促進を図る活動等を支援する。
6次産業化 総合支援事業	県産農産物等の登録制度創設や首都圏等での販路開拓を推進するとともに、農林漁業等と2次・3次事業者との連携による農林水産物のブランド化・高付加価値化を促進し、販売力の強化を通じた担い手の所得向上を図る。
鳥獣害に強い 集落等 育成推進事業	「環境改善」、「侵入防止」、「加害個体の捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進するため、市町単位で人材育成や被害防止施設等の対策を重点的に行い、効果的な農作物被害額の軽減を図る。
農業制度資金 利子補給等事業	産業として自立できる農業の確立を図るため、集落法人及び農業参入企業等の担い手の資金調達に係る負担を軽減し、早期の経営安定化及び規模拡大等を支援する。
野菜価格安定対策	野菜価格が下落した場合に、野菜生産者への価格補償を行い、経営安定を図る。
経営所得安定対策 推進事業	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金制度を円滑に実施するため、制度の推進活動や要件確認等に必要経費を助成する。
生産調整推進対策	米の需給調整を実施するとともに、水稻等の優良種子の安定供給及び省力・低コスト栽培を推進する。

事業名	事業内容
主要農作物原種等供給事業	水稻，麦，大豆の原種等を生産し，優良品種の普及を図る。
農業技術指導活動事業	産地の規模拡大や個別経営体の経営発展に向けて重点的な普及活動を展開し，着実な農業構造改革の進展に資する。
植物防疫推進事業	病害虫発生予察，課題ごとに連携した病害虫対策，防疫指導及び農薬安全対策を総合的に実施し，植物防疫法に基づく効果的な防除を推進する。
食の安全・安心確保対策の推進事業	県民の安全で安心できる食生活の実現のために，農林水産物の生産から消費に至る総合的な食品の安全・安心確保対策を実施し，安全・安心な食品の供給と食品に対する消費者の信頼を確保する。
ひろしまフードフェスティバル開催事業	都市と農山漁村など幅広い人々の交流を通じて，食文化の継承と新たな食文化の創造を図り，県内産業の活性化を目的とするイベントの開催を支援する。

イ 林業の振興

事業名	事業内容
造林事業	人工造林，保育（間伐等）を実施するとともに，森林作業道等を開設する。
林業労働災害防止対策事業	林業における労働安全衛生の確保を図るため，安全衛生指導員による安全巡回指導及び安全衛生指導員の養成研修を実施する。
木材産業等高度化推進資金	木材生産及び流通の合理化の促進による木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため，木材関連業者に対して，事業の合理化の推進及び林業者が行う林業経営の改善の推進に必要な資金を低利で融資する。
森林整備活性化資金利子補給事業	日本政策公庫資金のうち，森林整備活性化資金と併せて借り入れた林業基盤整備資金の借入者に対し，利子補給補助金を交付することにより負担の軽減を図り，森林施業規模の拡大や長伐期施業への転換等，多様な森林の整備を推進する。
県産材消費拡大支援事業	県内で建築される木造建築物の主要構造部材等に県産材の定着を図るため，民間事業者が協定に基づき県産材を利用する取組を支援する。
森林整備地域活動支援事業	林業経営体等が行う森林経営計画に基づく集約化施業を促進するため，次の取組を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画の作成促進 ・ 森林境界の明確化 ・ 条件整備（路網改良）
森林経営管理推進事業	森林所有者の施業意思がない，森林所有者の特定が困難な森林など，既存の取組では，森林所有者自らが経営管理できない森林を適切に管理していくため，森林環境譲与税を活用し，市町や林業経営体が行う森林整備及びその促進を図るための取組を支援する。
地域森林計画編成費	地域森林計画の樹立や各種施策の基礎的資料となる森林資源等の把握等を行うとともに，森林法に基づく伐採届・森林経営計画などを策定するために必要となる情報基盤の整備を図る。

事業名	事業内容
林業・木材産業等競争力強化対策事業	木材需要の創出や、県産材の安定的・効率的な供給体制の構築に向け、搬出間伐や路網整備、木材加工流通施設の整備などの支援を行い、川上から川下までの総合的な取組により、林業・木材産業の成長産業化を実現する。
ニホンジカ被害拡大抑制対策事業	生息域が急速に拡大しているニホンジカの捕獲技術を確立すること等により、シカによる林業被害等の拡大抑制と防止を図る。
苗木生産体制整備事業	苗木の供給量の増加を図るため、苗木生産者が実施するコンテナ苗生産施設整備に対して支援する。

ウ 水産業の振興

事業名	事業内容
水産物供給基盤機能保全事業	(1) 倉橋漁港 (呉市旧倉橋町) 機能保全工事 (2) 横田漁港 (福山市旧内海町) 機能保全工事 (3) 箱崎漁港 (福山市旧内海町) 機能保全工事 (4) 沖浦漁港 (大崎上島町旧木江町) 機能保全工事
栽培漁業センター運営事業	栽培漁業センターの運営管理を(一社)広島県栽培漁業協会に委託し、放流種苗の大量生産を行い、栽培漁業の推進を図る。
水産基盤整備事業	藻場・干潟の造成等漁場生産基盤の整備を行うことで漁場環境の維持・修復や水産資源の増大を図り、水産物の安定供給や担い手の育成を推進する。
漁場環境・生態系保全向上対策事業	○ 赤潮貝毒漁場環境監視 赤潮や貝毒による漁業被害の未然防止を図るため、プランクトン調査、水質調査を行い、漁業関係者と連携した漁場環境監視を実施する。 ○ 貝類安全安心対策 貝毒プランクトンにより毒化したカキ等の二枚貝の流通防止と衛生危害の未然防止を図るため、貝毒検査を実施する。
水産業技術指導費	○ 内水面漁業振興 内水面漁業の持つ多様性等を広く普及、啓発する活動を支援し、内水面水産業の振興を図る。 ○ 水産養殖振興対策 養殖水産動植物の安全安心を確保するため、養殖業者に対して魚病診断や水産医薬品の適正使用についての指導、研修を実施する。
水産業スマート化推進事業	デジタル技術の活用による、水産資源回復に向けた漁場環境改善等やかき養殖の生産安定化により、瀬戸内の地魚及びかきを安定的に供給する体制の構築を図る。 ○ 水産資源の回復 水産資源回復に向けた漁場環境改善の取組の効果をデジタル技術により検証する。 ○ かき養殖におけるデジタル技術の活用 近年発生しているかきの生産不調を回避するため、漁場環境データを蓄積・活用した養殖方法の確立に取り組む。
夏かき産地育成事業	広島かきについて、シーズンオフだった夏場に出荷できる産地を育成するため、県東部地区に夏かきの生産に最適な生産技術を確立し、作業効率や利益率を高めることにより、生産規模の拡大を推進する。

事業名	事業内容
瀬戸内水産資源増大対策事業	地域の核となる中核的な漁業者を育成・確保するため、新規漁業就業者研修の支援及びリース漁船等導入事業により、経営力の高い担い手を育成する。

エ 地場産業の振興・新たな産業の創出

事業名	事業内容
県費預託融資制度	経営革新や新事業の開拓等を行おうとする中小企業者等に対する「事業活動支援資金」など、各種制度により長期・低利の事業資金（運転資金、設備資金）を融資する。
中小企業経営革新支援事業	新商品・新技術開発等による新分野進出等の中小企業の経営革新を支援するため、計画を承認し、金融面等の支援策の活用を促進する。
広島県中小・ベンチャー企業成長支援事業 (県支援センター事業)	起業化から事業化・市場化までの企業の成長段階に応じた支援施策を展開する中核拠点「広島県中小企業・ベンチャー総合支援センター」を運営する。 (窓口相談・専門家派遣、販売力強化・見本市出展支援、支援機関の連携体制構築等)
広島県中小・ベンチャー企業成長支援事業 (地域支援センター事業)	中小企業者等の経営革新等に係る課題解決や、地域の特性に応じた新事業活動を支援するための身近な拠点として、商工会議所が設置する地域中小企業支援センターの運営費に対して補助する。
新事業分野開拓事業者認定	県内で新商品の生産によって新たな事業分野の開拓を図る事業者を申請に基づいて認定することで、新商品の調達の機会の拡大及び新商品の周知を行う。
創業・新事業展開等支援事業	中小企業の付加価値・競争力を上げるイノベーション力を強化するため、ひろしま創業サポートセンターを拠点に多様な創業の支援や、チーム型支援をはじめ、技術・経営力評価や知的資産経営、指導人材、資金面（助成金）による成長支援などにより、企業の新事業展開を支援する。
環境・エネルギー産業集積促進事業	産学官連携による新たなビジネスの創出やカーボンリサイクル技術の推進により、環境・エネルギー産業が広島県の新たな産業の柱の一つになるよう、企業等の集積促進を図る。
ひろしまサンドボックス	最新のデジタル技術を活用し、ニューノーマル時代における地域課題や行政課題等の解決に向けた実証実験を県内外の民間企業等との共創により行い、広島発の新たなソリューションの創出を目指すことを通じて、産業DX・イノベーション人材の育成・集積を図る。
中山間地域外部人材活用支援事業	過疎地域が大半を占める中山間地域において、人材不足などの課題を抱える中小企業が、外部人材を活用して、自社の経営課題に継続的に取り組んでいくための意識啓発を図る。
建設産業の振興	○ 建設業関係説明会の実施 建設業法の遵守、入札契約制度の改正、労働環境改善への取組などの周知徹底等を図るため、建設業関係説明会を実施する。 ・ 対象者：県の入札参加資格を有する建設業者等 ・ 開催場所：県内5か所（広島市、呉市、三原市、福山市、三次市）

事業名	事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技術力・競争力の高い事業者が受注できる環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格事後公表の拡大 ・ 品質確保に向けた取組 ・ 多様な入札契約方式の活用 ・ 優良建設工事の表彰制度の適切な運用 ○ セミナー・出前講座等の実施 <p>労働環境の改善や担い手の確保・育成等を図るため、セミナーや出前講座等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：建設業者、建設業者団体等 ・ 開催場所：県内の各地区 ・ 内容：労働環境改善、人材確保等 ○ 建設企業ガイダンス <p>建設業者が一堂に会し、建設産業の現在の姿を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者：土木系学科及び建築学科所属の就職活動間近の高校生 ・ 開催場所：県内高等学校 ・ 内容：各企業の紹介等 ○ 支援施策の検討・実施 <p>建設業者の人材確保・育成等を推進するため、効果的な支援施策を検討し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設技術者等雇用助成制度 ○ 支援制度・研修会等の周知 <p>建設業者の人材確保・育成等に向けた具体的な取組を支援するため、市町や建設業者団体への情報提供や県のホームページへの掲載により、周知を図る。</p>

オ 企業の誘致対策

事業名	事業内容
企業立地促進対策事業	企業立地促進助成制度等の活用により、地域の実情に即した企業誘致活動を展開し、新たな産業や雇用の創出を図る。
チャレンジ・里山ワーク拡大事業	過疎地域の遊休施設等を活用して、企業のサテライトオフィスの誘致や専門人材を確保しようとする市町を支援し、過疎地域における新しいワークスタイルの定着と企業誘致を促進する。

カ 商業の振興

事業名	事業内容
商店街振興組合指導事業	県連合会が行う県内の商店街振興組合の広域的な指導・調査等の事業に対して支援する。

キ 情報通信産業の振興

事業名	事業内容
企業立地促進対策事業（再掲）	企業立地促進助成制度等の活用により、地域の実情に即した企業誘致活動を展開し、新たな産業や雇用の創出を図る。
チャレンジ・里山ワーク拡大事業（再掲）	過疎地域の遊休施設等を活用して、企業のサテライトオフィスの誘致や専門人材を確保しようとする市町を支援し、過疎地域における新しいワークスタイルの定着と企業誘致を促進する。

ク 観光又はレクリエーション

事業名	事業内容
自然公園等施設整備事業	<p>自然と県民との共生を確保するため、自然公園及び県立野外レクリエーション施設の整備や改修を行い、快適で安全な自然とのふれあいの増進を図るとともに、宿泊研修機能を備えた施設について体験型環境学習拠点としての機能を強化し、環境学習を推進する。</p> <p>(1) 瀬戸内海国立公園（廿日市市旧宮島町） 歩道（宮島）等</p> <p>(2) 西中国山地国定公園（安芸太田町） 集団施設地区（牛小屋高原） 歩道（三段峡）等</p> <p>(3) 比婆道後帝釈国定公園（県民の森を含む）（庄原市，神石高原町） 集団施設地区（帝釈峡，六の原〔県民の森〕） 歩道（帝釈峡）等</p> <p>(4) もみのき森林公園（廿日市市旧吉和村） 宿泊施設 等</p>
都市公園事業	<p>都市公園の各施設について、計画的な修繕・改築・更新の取組を実施し、公園利用者の安全・安心の確保を図る。</p> <p>(1) びんご運動公園（尾道市） A=87.6ha</p> <p>(2) みよし公園（三次市） A=50.9ha</p> <p>(3) せら県民公園（世羅町） A=27.2ha</p> <p>※ 三次市，世羅町が計画対象市町</p>
観光地ひろしま推進事業	<p>○ ブランド価値の向上につながる魅力づくり 新型コロナの影響により、安全・安心へのニーズが高まるなど、多様化する観光客の意識や価値観の変化を踏まえた上で、里山や里海の自然と人々の暮らしが一体となった情景や地域で受け継がれてきた伝統文化や伝統行事など、多彩な魅力をストーリーやテーマでつなぎ合わせた、本県でしか得られない価値を提供できる観光プロダクトを数多く取り揃えるよう、開発に取り組む。</p> <p>○ 誰もが快適かつ安心して楽しめる受入環境整備 国内外の観光客が、ストレスなく安全・安心に中山間地域での周遊観光を楽しむことができるよう、利便性の高い移動手段の確保など、ストレスフリーな受入環境の整備に取り組む。 観光関連事業者自らが、従業員への研修や啓発などを通じて、おもてなし意識の向上や受入機運の醸成に取り組めるよう支援するとともに、県民の観光に対する興味や理解を促進する。</p> <p>○ 広島ファンの増加 魅力的な観光プロダクトの情報を、安全・安心情報や観光客の共感を得られるメッセージとあわせて、各ターゲットに応じた効果的な手法を用いて、適切なタイミングで届ける。 中山間地域ならではの価値を、SNS等のデジタル媒体の活用や近隣県、DMO等の関連機関と連携した誘客の取組などにより、適切かつ効果的なタイミングで発信する。 中山間地域での観光を楽しみ、満足していただくことで、広島の魅力を自発的に発信してもらえるような広島ファンの増加に取り組む。</p>
おもてなしトイレ整備事業	<p>観光客が快適かつ安心して中山間地域での観光を楽しめるよう、県及び市町所有の観光地等のトイレ整備に取り組む。</p>

ケ その他

事業名	事業内容
港湾改修事業	<p>不足する漁船係留施設の整備や、フェリー・高速船のための施設整備等を行う。(計8地区)</p> <p>(1) 鹿川港(鎌木地区)(江田島市) 浮棧橋(改良)</p> <p>(2) 釣土田港(藤の脇地区)(呉市旧倉橋町) 防波堤(改良)</p> <p>(3) 大西港(大西地区)(大崎上島町) 浮棧橋(改良)</p> <p>(4) 巖島港(胡町地区)(廿日市市旧宮島町) 浮棧橋(改良)</p> <p>(5) 三高港(三高地区)(江田島市) 浮棧橋(改良)</p> <p>(6) 御手洗港(三角地区)(呉市旧豊町) 防波堤(改良)</p> <p>(7) 土生港(土生地区)(尾道市旧因島市) 浮棧橋(改良)</p> <p>(8) 生口港(洲江地区)(尾道市旧因島市) 防波堤(改良)</p>
即戦力人材確保支援事業	<p>東京、大阪に設置した無料職業紹介所において、県内へのU・Iターン就職希望者に対して、就職相談、求人情報の提供、生活関連情報の提供等を実施し、就職を支援するとともに、即戦力として県内企業が求める人材の確保を支援する。</p>
雇用労働情報の提供	<p>雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」及び就業マッチングサイト「ひろしまワークス」、学生向け就活応援サイト「Go!ひろしま」を活用し、求職者、学生、労働者、事業主等にきめ細かい情報を迅速に提供することにより、求職者の就職活動や求人企業の人材確保、若年者の地元定着を支援する。</p>
全世代への就業支援	<p>若者からシニア・ミドル世代まで全世代を対象に就業や社会貢献に関する幅広い支援を行う「ひろしましごと館」、「ひろしましごと館福山サテライト」を国と連携して運営するとともに、県内各地において「一日しごと館」出張相談を市町と連携して実施する。さらにシニア・ミドル世代の求職者やU・Iターンを希望する求職者に対して、相談窓口を通じて、職業紹介や各種の情報提供を行う。</p>
労働相談事業	<p>県民の相談ニーズ等に適切に対応し雇用労働環境の改善を図るため、広島、福山地域に「労働相談コーナー」を設置して相談業務を行う。</p>
地域雇用開発促進法に基づく支援措置の活用	<p>雇用情勢が特に厳しい市町において、地域雇用開発促進法に基づく支援措置である「地域雇用活性化推進事業」や「地域雇用開発奨励金」を活用した地域における雇用創造に向けた積極的な取組を支援するため、市町と情報交換を行い、動向を把握するとともに、同法に基づく計画策定等について協議の窓口である広島労働局との連携など、市町が支援措置を円滑に活用できるよう協力等を行う。</p>
女性の活躍促進事業	<p>男性の育児休業等の取得や女性の継続就業等を支援し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを促進する。</p>
中山間地域の未来創造支援事業	<p>魅力ある中山間地域の形成に向け、産業対策を基本とした総合的な対策が円滑に実施できるよう、市町の重点的な取組を支援する。</p>

(3) 地域における情報化

事業名	事業内容
情報化の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 広島メイプルネットの運用 県内すべての市町から同一条件で接続可能な公共情報通信基盤である『広島メイプルネット』を核とした情報通信ネットワークの管理・運営を行い、市町の地域公共ネットワークと連携し、今後本格化する電子自治体を支える全県的なネットワークの形成を図る。○ 電子申請の推進 市町と連携を図りながら、オンラインでの手続きが可能な申請、届出等の行政手続の拡充を図り、行政サービスの向上につなげる。
デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	<ul style="list-style-type: none">○ DXで県民の暮らしを豊かにするため、様々な分野でデジタル技術を活用することで、新しい生活様式に転換する。

(4) 交通施設の整備, 交通手段の確保

ア 基幹的な市町道等の整備

事業名	事業内容
林道	<p>林業の生産基盤の整備及び農山村の生活環境の改善に資する林道であって、農林水産大臣の指定を受けて逐次実施する。</p> <p>(1) 太田川林業地基幹線 (廿日市市旧吉和村) W=4.0, 5.0m L=1,100m</p> <p>(2) 細見大塚線 (北広島町) W=5.0m L=5,700m</p> <p>(3) 芝山線 (庄原市) W=6.5m L=2,600m</p> <p>(4) 界谷小峠その2線 (庄原市) W=4.0, 5.0m L=1,100m</p> <p>(5) 横谷高暮線 (三次市, 庄原市) W=4.0m L=2,500m</p> <p>(6) 河内高野線 (庄原市) W=5.0m L=1,600m</p> <p>(7) 比和・新庄線 (君田・布野区間) (三次市) W=5.0m L=3,200m</p> <p>計7路線 L=17,800m</p>

イ 国道・県道等の整備

事業名	事業内容
国道 (知事管理分)	<p>○ 改良</p> <p>(1) 486号 貝ヶ原 (三原市旧御調町)</p> <p>(2) 317号 青影バイパス (尾道市旧因島市)</p> <p>(3) 486号 新市府中拡幅 (府中市)</p> <p>(4) 183号 三次拡幅 (三次市)</p> <p>(5) 375号 日下～引宇根 (三次市)</p> <p>(6) 314号 東城バイパス2工区 (庄原市)</p> <p>(7) 488号 東山バイパス (廿日市市旧吉和村)</p> <p>(8) 487号 小用バイパス (江田島市)</p> <p>(9) 487号 中郷 (江田島市)</p> <p>(10) 191号 松原 (北広島町)</p> <p>(11) 433号 豊平バイパス (北広島町)</p> <p>(12) 432号 賀茂バイパス (世羅町)</p> <p>(13) 182号 坂瀬川 (神石高原町)</p> <p>事箇所数 計13か所</p> <p>○ 交通安全施設整備</p> <p>(1) 432号 下徳良 (三原市旧大和町)</p> <p>(2) 317号 因島中庄町 (尾道市旧因島市)</p> <p>(3) 486号 大田～丸河南 (尾道市旧御調町)</p> <p>(4) 486号 井永～深江 (府中市)</p> <p>(5) 486号 父石～目崎 (府中市)</p> <p>(6) 486号 篠根 (府中市)</p> <p>(7) 183号 四捨貫 (三次市)</p> <p>(8) 375号 十日市南2 (三次市)</p> <p>(9) 183号 平子 (庄原市)</p> <p>(10) 183号 西城町奥名 (庄原市)</p>

事業名	事業内容
	(11) 183号 尾引町 (庄原市) (12) 432号 高野町新市 (庄原市) (13) 432号 高野町 (庄原市) (14) 487号 鹿川 (江田島市) (15) 186号 天神原 (安芸太田町) (16) 186号 川小田 (北広島町) (17) 186号 細見2 (北広島町) (18) 182号 井関 (神石高原町) (19) 182号 油木～安田 (神石高原町) 事業箇所数 計19か所
県道	○ 改良 (1) 音戸倉橋線 井目木 (呉市旧倉橋町) (2) 倉橋大向釣土田港線 本浦 (呉市旧倉橋町) (3) 中大迫清田線 先奥 (呉市旧倉橋町) (4) 豊島線 内浦 (呉市旧豊浜町) (5) 御調久井線 綾目 (尾道市旧御調町) (6) 立花池田線 江郷 (尾道市旧向島町) (7) 木野山府中線 出口 (府中市) (8) 新山府中線 広谷 (府中市) (9) 吉舎油木線 本郷 (三次市) (10) 甲山甲奴上市線 太郎丸 (三次市) (11) 三次江津線 三次町～栗屋町 (三次市) (12) 宇賀安田線 品町 (三次市) (13) 下門田泉吉田線 櫃田 (三次市) (14) 足立東城線 長者原 (庄原市) (15) 庄原東城線 下川西 (庄原市) (16) 甲山甲奴上市線 上市～抜湯 (庄原市) (17) 東城西城線 保田 (庄原市) (18) 西城比和線 黒谷上 (庄原市) (19) 西城比和線 坊地 (庄原市) (20) 比婆山公園線 上尺田～上 (庄原市) (21) 比婆山公園森脇線 上尺田 (庄原市) (22) 中領家庄原線 五箇 (庄原市) (23) 実留春田線 野本 (庄原市) (24) 下千鳥小奴可線 内堀 (庄原市) (25) 吉田邑南線 塩貝 (安芸高田市) (26) 吉田豊栄線 向原吉田道路 (安芸高田市) (27) 船木上福田線 下福田 (安芸高田市) (28) 原田吉田線 印内～山部 (安芸高田市) (29) 高田沖美江田島線 岡大王B P (江田島市) (30) 大君深江線 深江新開 (江田島市) (31) 秋月飛渡瀬線 江南 (江田島市) (32) 恐羅漢公園線 那須 (安芸太田町) (33) 澄合豊平線 出口 (安芸太田町) (34) 弁財天加計線 土居 (安芸太田町) (35) 安佐豊平芸北線 烏帽子 (北広島町) (36) 千代田八千代線 畑 (北広島町) (37) 芸北大朝線 鳴滝 (北広島町) (38) 下石八重線 寺原～有間 (北広島町) (39) 大崎上島循環線 盛谷 (大崎上島町) (40) 大崎上島循環線 明石 (大崎上島町) (41) 大崎上島循環線 天満 (大崎上島町)

事業名	事業内容
	<p>(42) 甲山甲奴上市線 赤屋 (世羅町)</p> <p>(43) 府中世羅三和線 論田 (世羅町)</p> <p>(44) 府中世羅三和線 青近～別迫 (世羅町)</p> <p>(45) 宇賀安田線 安田 (世羅町)</p> <p>(46) 芳井油木線 上豊松 (神石高原町)</p> <p>(47) 吉舎油木線 長者原 (神石高原町)</p> <p>(48) 木割谷小吹線 近田 (神石高原町)</p> <p>(49) 草木高光線 高光 (神石高原町)</p> <p>(50) 三和油木線 高蓋 (神石高原町)</p> <p>(51) 三和油木線 安田 (神石高原町)</p> <p>(52) 小島荒谷線 猿ヶ馬場 (神石高原町)</p> <p>事業箇所数 計52か所</p> <p>○ 交通安全施設整備</p> <p>(1) 音戸倉橋線 宇和木 (呉市旧倉橋町)</p> <p>(2) 府中上下線 篠根 (府中市)</p> <p>(3) 吉舎豊栄線 中辻 (三次市)</p> <p>(4) 三次高野線 泉吉田 (三次市)</p> <p>(5) 甲山甲奴上市線 福田 (三次市)</p> <p>(6) 世羅甲田線 三和町羽出庭 (三次市)</p> <p>(7) 三次庄原線 光清 (三次市)</p> <p>(8) 庄原作木線 石原 (三次市)</p> <p>(9) 新市三次線 口和町永田 (庄原市)</p> <p>(10) 吉田邑南線 美土里町横田 (安芸高田市)</p> <p>(11) 吉田豊栄線 向原町戸島 (安芸高田市)</p> <p>(12) 吉田豊栄線 向原町戸島2 (安芸高田市)</p> <p>(13) 広島三次線 向原町坂 (安芸高田市)</p> <p>(14) 広島三次線 向原町坂2 (安芸高田市)</p> <p>(15) 広島三次線 甲田町高田原 (安芸高田市)</p> <p>(16) 江田島大柿線 大君 (江田島市)</p> <p>(17) 江田島大柿線 飛渡瀬 (江田島市)</p> <p>(18) 七曲千代田線 阿坂 (北広島町)</p> <p>(19) 都志見千代田線 今田 (北広島町)</p> <p>(20) 大崎上島循環線 矢弓 (大崎上島町)</p> <p>(21) 大崎上島循環線 大田 (大崎上島町)</p> <p>(22) 吉舎豊栄線 小国 冠 (世羅町)</p> <p>(23) 世羅甲田線 加茂 (世羅町)</p> <p>(24) 東上原中原線 川尻～宇津戸 (世羅町)</p> <p>(25) 三原東城線 福永 (神石高原町)</p> <p>事業箇所数 計25か所</p>
<p>県道 (都市計画道路)</p>	<p>(1) 巴橋粟屋線 (三次市)</p> <p>(2) 高小路線 (庄原市)</p> <p>(3) 栗柄広谷線 (府中市)</p> <p>(4) 上野公園線 (庄原市)</p> <p>事業箇所数 計4か所</p>
<p>農道</p>	<p>農業の生産性の向上及び農産物の流通合理化を図り、農村の生活環境の整備改善等に資する幹線農道の整備・保全を行う。</p> <p>○ 広域農道</p> <p>広域営農団地整備計画に基づき、効率的な大規模産地を形成するために整備する大規模な農道や農業振興とともに、都市と中山間地域の交流拡大を図る農道の新設又は改良</p>

事業名	事業内容
	(1) 備北南部2期線(三次市) W=6.5m L=5,500m (2) 芸北3期線(北広島町) W=7.0m L=4,300m 計 2路線 L=9,800m ○ 基幹農道 農業生産の近代化, 農産物等の流通の合理化等, 農村地域の生活環境の改善を図る上で必要な基幹的な農道の新設又は改良 (1) 安芸灘2期線(呉市旧倉橋町, 旧下蒲刈町, 旧蒲刈町) 橋梁等点検診断・耐震補強等 1式 計 1路線

ウ 交通確保対策

事業名	事業内容
広島型MaaS推進事業	交通事業者・利用者・受益者(商業施設等)が主体的に連携し, デジタル技術を活用しながら, 交通と生活サービスをひとつのサービスとして提供することで, 中山間地域等の地域公共交通や広域ネットワークの利便性と持続可能性の向上を図る。
生活交通確保対策事業	地域の暮らしや経済活動を支える生活交通を維持・確保するため, 国や市町と連携して, 広域的・幹線的な事業者バス路線に対し, 維持費の補助を行う。
市町生活交通支援事業	日常生活圏に必要な生活交通を維持・確保するため, 効率的で持続可能な生活交通体系の再編に取り組む市町が運行するバス路線等に対し, 運行経費の補助を行う。
鉄道ネットワークを活かした中山間地域の魅力向上事業	過疎地域が大半を占める中山間地域の魅力向上を図るため, 鉄道網を地域資源として活用し, 中山間地域ならではの地域交流の拡大や地域の利便性向上に取り組む市町・沿線協議会等を支援する。
離島交通対策事業	離島住民にとって必要不可欠な本土への唯一航路を維持するため, 国の補助制度を補完し, 離島航路所在市町に対し, 補助を行う。
生活航路維持確保対策事業	離島の暮らしや, 架橋で結ばれた地域の経済活動の維持に不可欠であるとして県が選定した航路に生じた欠損額について, 関係市町と連携し, 必要経費の補助を行う。

エ その他

事業名	事業内容
交通安全施設整備事業	地域住民の安全の確保を図るため, 通学路交通安全プログラム等により, 歩道, 横断歩道, ガードレール及び道路照明などの交通安全施設の整備を推進する。 また, 過疎地域における高齢化の現状を踏まえ, 歩行空間のバリアフリー化対策, 信号機の機能付加, 信号灯器のLED化, 見やすく分かりやすい標識・標示の整備等による交通安全施設の高度化を推進する。

(5) 生活環境の整備

ア 防災機能の充実・強化

事業名	事業内容
農地海岸保全施設整備事業	<p>農地を保全する海岸地域において、県土保全との調和を図りながら海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>(1) 本倉井地区(呉市旧倉橋町) 堤防工 L=1,123m 計 1地区</p>
治山事業	<p>山地に起因する災害から県民の生命・財産を守るため、治山施設の整備を行う。</p> <p>(1) 才野谷地区(呉市川尻町) 溪間工 他 計 39地区</p>
港湾海岸保全施設整備事業	<p>海岸保全区域において、県土保全との調和を図りながら、海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>(1) 鹿川港海岸大柿地区(江田島市) 護岸(改良) (2) 蒲刈港海岸大浦地区(呉市旧蒲刈町) 護岸(改良) (3) 御手洗港海岸北堀地区(呉市旧豊町) 護岸(改良) (4) 御手洗港海岸南堀地区(呉市旧豊町) 護岸(改良) (5) 鮎崎港海岸盛谷地区(大崎上島町) 護岸(改良) (6) 大西港海岸塔之越地区(大崎上島町) 護岸(改良) (7) 木江港海岸木江地区(大崎上島町) 護岸(改良) 胸壁 (8) 土生港海岸三庄地区(尾道市) 護岸(改良) (9) 大西港海岸大西地区(大崎上島町) 護岸(改良) (10) 三高港海岸中ノ浜地区(江田島市) 護岸(改良) 胸壁 計 10地区</p>
広域河川改修事業	<p>洪水による浸水被害を防止するため、河川の護岸整備等を行う。</p> <p>(1) 江の川(北広島町) (2) 志路原川(北広島町) (3) 馬洗川(三次市) (4) 国兼川(三次市, 庄原市) (5) 成羽川(庄原市) (6) 西城川(庄原市) (7) 御調川(府中市) 計 7地区</p>
総合流域防災事業	<p>洪水による浸水被害を防止するため、河川の護岸整備等を行う。</p> <p>(1) 大谷川(三次市) (2) 大土川(安芸高田市) 計 2地区</p>

事業名	事業内容
河川改修事業	<p>洪水による浸水被害を防止するため、河川の護岸整備等を行う。</p> <p>(1) 三篠川 (安芸高田市) (2) 戸島川 (安芸高田市) (3) 筒賀川 (安芸太田町) (4) 丁川 (安芸太田町) (5) 西宗川 (安芸太田町) (6) 小河内川 (北広島町) (7) 阿下川 (神石高原町) (8) 宇津戸川 (世羅町) (9) 神崎川 (世羅町) (10) 芦田川 (三原市旧大和町) (11) 棕梨川 (三原市旧大和町) (12) 板木川 (三次市) (13) 馬洗川 (三次市) (14) 片野川 (三次市) (15) 西城川 (三次市) (16) 芋面川 (三次市) (17) 西城川 (庄原市)</p> <p>計 17地区</p>
通常砂防事業	<p>砂防設備等の整備を行う。</p> <p>(1) 宇佐谷川 (安芸太田町) えん堤工 (2) 小僧津川 (安芸太田町) えん堤工 (3) 青ヶ迫川 (安芸太田町) えん堤工 (4) 井仁口川 (安芸太田町) えん堤工 (5) 奥の畑谷川 (安芸太田町) えん堤工 (6) 大歳谷川 (安芸太田町) えん堤工 (7) 伊勢坊谷川 (北広島町) えん堤工 (8) 海見山川 (北広島町) えん堤工 (9) 火の山川 (北広島町) えん堤工 (10) 滝脇川 (北広島町) えん堤工 (11) 門前川 (北広島町) えん堤工 (12) 西父木野川支川 3 (神石高原町) えん堤工 (13) 弁財天川 (世羅町) えん堤工 (14) 西成藤川 (世羅町) えん堤工 (15) 便坂川 (三次市) えん堤工 (16) 日南川 (三次市) えん堤工 (17) 鍋屋谷川 (三次市) えん堤工 (18) 天楽川 1 号 (三次市) えん堤工 (19) 桜谷川 (三次市) えん堤工 (20) 寺戸下川 (三次市) えん堤工 (21) 恵木谷川 (三次市) えん堤工 (22) 常清滝川 (三次市) えん堤工 (23) 西野下奥谷 (三次市) えん堤工 (24) 川東川 2 号 (三次市) えん堤工 (25) 中ノ村川 (27) (三次市) えん堤工 (26) 上布野川 (三次市) えん堤工 (27) 市場川 (庄原市) えん堤工 (28) 大津恵川 (庄原市) えん堤工 (29) 宮奥谷川 (庄原市) えん堤工 (30) 神宮寺川 (庄原市) えん堤工 (31) 学恩寺川 (庄原市) えん堤工 (32) 下領家右下谷 (庄原市) えん堤工</p>

事業名	事業内容
	(19) 甲山地区 (世羅町) 法枠工等 (20) 畠敷地区 (三次市) 法枠工等 (21) 山田地区 (三次市) 法枠工等 (22) 山田 (西) 地区 (三次市) 法枠工等 (23) 山田 (東) 地区 (三次市) 法枠工等 (24) 南田地区 (三次市) 法枠工等 (25) 宮部地区 (三次市) 法枠工等 (26) 三次町地区 (三次市) 法枠工等 (27) 三次町 (4159) 地区 (三次市) 法枠工等 (28) 三次町 (4158-1) 地区 (三次市) 法枠工等 (29) 鹿谷地区 (三次市) 法枠工等 (30) 岡地区 (三次市) 法枠工等 (31) 横畠地区 (庄原市) 法枠工等 (32) 上市地区 (庄原市) 法枠工等 (33) 比和友定地区 (庄原市) 法枠工等 (34) 中川西地区 (庄原市) 法枠工等 (35) 峰田赤川地区 (庄原市) 法枠工等 (36) 本谷地区 (庄原市) 法枠工等 (37) 地明地区 (庄原市) 法枠工等 (38) 山崎地区 (庄原市) 法枠工等 (39) ナカノタニ地区 (江田島市) 法枠工等 (40) 大君地区 (江田島市) 法枠工等 (41) 早瀬3丁目A地区 (呉市旧音戸町) 法枠工等 (42) 畑3丁目地区 (呉市旧音戸町) 法枠工等 (43) 波多見7丁目地区 (呉市旧音戸町) 法枠工等 (44) 北隠渡1丁目地区 (呉市旧音戸町) 法枠工等 (45) 小用一丁目A地区 (呉市旧川尻町) 法枠工等 (46) 小仁方一丁目8地区 (呉市旧川尻町) 法枠工等 (47) 畝松地区 (呉市旧豊浜町) 法枠工等 (48) 向田地区 (呉市旧倉橋町) 法枠工等 (49) 下市地区 (神石高原町) 法枠工等 (50) 門田原地区 (神石高原町) 法枠工等 計50地区
農山漁村地域整備 交付金 (漁港海岸保全 施設整備事業)	(1) 倉橋漁港 (家之元) (呉市旧倉橋町) 護岸 (2) 豊島漁港 (立花) (呉市旧豊浜町) " (内浦) (呉市旧豊浜町) 護岸 (3) 横田漁港 (入双地区) (福山市旧内海町) 離岸堤

イ その他

事業名	事業内容
港湾環境整備事業	地震時の避難地や、港湾内就業者・地域住民・定期船利用客の憩いの場として緑地整備を行う。また、港湾内の底質の改善を図り、より親水性の高い海域空間を作るために干潟・藻場の整備を行う。 (1) 横田港 (防地地区) (福山市旧内海町) 干潟・藻場 A=93,000㎡

事業名	事業内容
「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」推進事業	<p>県民及び自主防災組織等が命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民，自主防災組織，事業者，行政等が一体となって県民総ぐるみ運動に取り組むことにより，災害に強い広島県の実現を図る。</p>
減らそう犯罪推進事業	<p>犯罪の起こらない，日本一安全・安心な広島県を目指して，「安全・安心なまちづくり」と「安全・安心をもたらす警察活動」を両輪として，県民，事業者，防犯ボランティア，行政等が協働・連携した取組を推進する。</p> <p>具体的には，「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動に係る第5期アクション・プラン（R3～R7）に基づき，次の各事業を総合的かつ計画的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心なまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 意識づくり～一人一人の犯罪抵抗力を育む対策 ・ 地域づくり～地域ぐるみで犯罪抑止力を高める対策 ・ 環境づくり～犯罪予防力の高い生活環境を整える対策 ○ 安全・安心をもたらす警察活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察活動の強化～県民の期待と信頼に応える警察機能の整備
交番・駐在所整備事業	<p>「安全・安心をもたらす警察活動」の拠点であり，地域住民の拠り所として重要な施設である交番・駐在所について，老朽化した施設の計画的な建替整備を行う。</p>
デジタル技術を活用した中山間地域の生活環境向上事業	<p>過疎地域の大半を占める中山間地域が抱える生活に身近な課題について，デジタル技術を活用して解決するための新たなサービスを導入しようとする市町の取組を支援し，広く中山間地域での普及展開につなげる。</p>

(6) 子育て環境の確保, 高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

ア 子育て家庭への支援

事業名	事業内容
ひろしま版 ネウボラ構築事業	子育て家庭の安心感の醸成に向け、母子保健と子育て支援が一体となった見守り・サポート体制である「ひろしま版ネウボラ」の全県展開に向け、市町と理念を共有した上で、基本型の実施及び導入支援を行うとともに、その効果や課題を検証し、基本型の強化・改善を図る。 また、相談業務に従事している市町の専門職等を対象に研修を実施し、資質向上を図る。
子育て環境 改善事業	(財)ひろしまこども夢財団と連携し、子育て応援イクちゃんサービス等を通じて、企業等と協働して子育て応援の取組を推進するとともに、子育てポータルサイト「イクちゃんネット」による子育て関連情報の一元化や情報提供体制を整備する。
地域子ども・ 子育て支援事業	市町が実施する「地域子ども・子育て支援事業」に要する経費を補助し、地域子育て支援拠点の整備や子育て支援事業の継続的な実施を促進する。
認定こども園等 整備補助事業	幼児教育・保育需要の正確な把握を基礎として、市町が実施する認定こども園等の整備に要する経費の一部を補助することにより、設置を促進する。
保育士人材 確保事業	保育士人材バンクの運営による潜在保育士等と保育施設のマッチングを行い、地域における保育士の確保を進める。
児童虐待防止 対策事業	子供への体罰の禁止や児童虐待の子供に及ぼす悪影響について保護者やこれから子育てを行う若い世代への周知を図る。 児童虐待対応における市町の在宅支援機能を強化するため、市町への「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進する。
子供の予防的支援 構築事業	モデル市町において、福祉や教育をはじめ子供の育ちに関係する様々な情報を、AIを活用して分析することにより、子供や子育て家庭が抱える様々なリスクの状況を早期に察知して関係者間で情報を共有し、最適な予防的支援を継続的に行う仕組みを構築する。
子育て支援従事者 の育成・資質向上 事業	子育て支援員研修及び放課後児童支援員研修を実施することにより、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の子育て支援分野の人材確保及び資質向上を図る。

イ 高齢者の保健・福祉の向上及び増進のための対策

事業名	事業内容
社会福祉施設整備 費補助金	計画的な施設整備等の促進を図るため、社会福祉法人等が設置する社会福祉施設の整備に要する経費を補助する。
高齢者の生きがい 健康づくり 応援事業	高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参画を推進するための意識啓発、地域活動の指導者養成等の事業を実施する。
(公財)広島県 老人クラブ連合会 助成事業	○ 老人クラブ活動推進員設置事業 高齢者の社会参画促進のための事業実施と市町老人クラブの活動の指導育成のため、県老人クラブ連合会に活動推進員を設置する。 ○ 高齢者相互支援推進・広報啓発事業 一人暮らしや寝たきりの高齢者宅への友愛訪問や家事援助を実践するため、リーダー養成等を行う。

事業名	事業内容
プラチナ世代社会参画促進事業	県と関係団体で構成される協議会において、現役世代を含めたプラチナ世代※を対象に、高齢期の社会参画に向けた早めの準備を促すための意識啓発、活動の場等に関する情報提供、活動者同士の情報交換や交流の場づくり等を実施する。 ※ 高齢になって年齢を重ねても、地域や社会の中で、自分のできる範囲で自分らしく活動し、輝いている方々
介護施設等整備事業	病床の機能分化及び関係機関の連携の進展に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。
認知症医療・介護連携強化事業	認知症高齢者や家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の早期診断から早期対応、適切な医療や介護サービスの提供という一連の流れを確立するため、専門医療相談や鑑別診断を実施する「認知症疾患医療センター」を設置する。
認知症医療・介護研修事業	「早期診断の推進と適切な医療の提供」と「認知症ケアの質の確保と向上」を図るため、高齢者が日ごろ受診する主治医（かかりつけ医）や介護保険施設等の認知症介護従事者等に対し、認知症に関する研修を実施する。
認知症にやさしい地域づくり支援事業	認知症高齢者本人や家族を支援するため、地域全体の認知症に対する理解促進を図る啓発活動等を実施する。
認知症地域連携体制構築事業	関係者が患者情報を共有することで、認知症のある高齢者に適切な医療とケアが提供される地域連携の仕組み（認知症地域連携パス）を普及させる取組を通じて、各市町での医療・介護支援体制の充実を促進する。
消費者啓発・情報提供事業	「特殊詐欺・架空請求」や悪質な訪問販売などによる高齢者の被害を防ぐため、警察本部など関係機関と連携して、様々な機会を捉えて高齢者等に注意を喚起するとともに、高齢者等を見守る立場の人への情報提供を行う。

ウ 障害者（児）の保健・医療・福祉の向上及び増進のための対策

事業名	事業内容
児童発達支援センター等機能強化事業	身近な地域での発達支援体制充実のために、児童発達支援センターを拠点に健診事業後のフォロー教室や地域内連携の強化を行う。
発達障害者支援センター運営事業	発達障害児（者）や家族に対する支援を行う総合的な拠点として、発達障害児（者）等からの相談に応じ、適切な助言・指導を行うとともに、関係施設との連携を図り、総合的な支援体制の整備を推進する。

(7) 医療の確保

ア 無医地区対策

事業名	事業内容
へき地医療支援機構	へき地医療支援事業の広域的な実施計画の立案・調整を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療支援の企画 ・ 拠点病院に対する医師派遣要請 ・ 広域的研修計画の作成・調整 ・ 拠点病院群の活動評価 ・ 中山間地域医療ネットワークの運用
へき地医療対策費	へき地医療拠点病院による巡回診療，代診医等派遣，研修実施等に係る医療活動費用などの運営費やへき地診療所の運営費に対して補助をする。
特別へき地巡回診療事業	瀬戸内海に点在する医療機関のない離島・島嶼部において，住民が適切な医療を受けられる体制を確保するため，（社福）恩賜財団済生会が実施する離島巡回診療の運営に対して補助をする。
医療施設整備費補助金 （へき地医療拠点病院施設整備等）	地域の医療提供体制を維持・確保するための施設・設備整備事業について，市町や医療機関に対して補助をする。

イ その他

事業名	事業内容
医師の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が共同設置した学校法人である自治医科大学において，へき地等の地域医療に従事する医師を養成する。 （毎年度2～3名の派遣入学）【自治医科大学関係費】 ○ 国の緊急医師確保対策として，地域医療を担う医師の育成を目的として設けられた広島大学医学部ふるさと枠及び岡山大学医学部地域枠について，各々の入学生を対象に奨学金を貸与し，中長期的な医師確保及び地域偏在解消を図る。【広島県医師育成奨学金】 ○ 広島大学寄附講座「地域医療システム学講座」を通じて地域医療に関わる医師の養成，医師の地元定着促進などを行い，広島県内の地域医療の充実を図る。【広島大学医学部寄附講座運営事業】 ○ 過疎地域勤務でも，都市部での勤務と遜色なく医療の知識・技術を研鑽できる環境や支援体制・仕組みを整え，医師の確保・定着を図るとともに，地域での連携体制・ネットワークを通じて，地域内での医師派遣を行うなど，医療提供体制及び連携体制の構築を図る。 【包括的過疎地域医師育成・活躍支援システム整備事業】 ○ 広島県地域医療支援センターを中心に，医師の育成・確保や派遣，就業希望者への相談・就業あっせん，県内外の医師のネットワークづくりなど，県内全域を対象とした地域医療確保の取組を市町，医師会，大学と連携しながら総合的に推進する。【地域医療支援センター運営事業】
地域医療介護総合確保事業	「地域医療介護総合確保基金」を積み立てるとともに，これを活用し，病床の機能分化・連携，在宅医療の推進，医療従事者の確保など医療・介護サービスの提供体制の充実に向けた事業を実施する。
医療型短期入所施設補助事業	医療的ケア児等を在宅で介護する家族等を支援するため，受入施設が不足している地域において，病床を活用した医療型短期入所事業を実施する医療機関に対して補助する。

(8) 教育の振興

事業名	事業内容
小中学校教育環境 充実支援事業	小中学校の規模適正化に取り組む市町に対して、学校統合に伴う遠距離通学児童生徒の通学対策事業に対する支援などを行うことにより、児童生徒の教育環境の充実を図る。
魅力ある 高校づくり 推進事業	1学年1学級規模の県立高等学校において、学校関係者、市町、市町教育委員会等で構成する学校活性化地域協議会を設置し、学校の活性化策を検討・実施する。
図書館サービス 充実事業	県民の主体的な学習・調査研究の活動を支援するため、県内全域にわたる図書館サービスネットワークの利活用の促進を図る。
放課後子供教室 推進事業	「放課後児童クラブ」（厚生労働省補助事業）と連携し、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組を推進する。
「山・海・島」 体験活動ステップ アップ事業	里山・里海など、県内の豊かな地域資源や魅力を生かした多様な体験活動の推進を通して、児童の主体性や社会性を育むとともに、体験先の地域の人々や学校との交流を通じてコミュニケーション能力などを高め、豊かな心とたくましく生き抜く力を育てる。
中山間地域の 次世代を担う リーダーの育成	過疎地域の次代を担う高校生が、地域・市町と一体となり、地域の活性化に向けた取組を行うことを通じて、地域に貢献しようとする意欲の向上を図り、次世代のリーダーとして活躍できる人材となるよう支援する。
「学びの変革」 推進事業	多様な学習機会と場の提供等を通じた「個別最適な学び」を推進するとともに、デジタル技術の急速な進展を踏まえ、あらゆる教育活動において、日常的にデジタル機器等を活用する環境を整え、情報モラルを含めた子供たちのデジタルリテラシーの向上を図るほか、デジタル技術の効果的な活用等を通じた、子供たちの主体的な学びを促す教育活動の充実や、グローバルマインドの涵養を図る教育環境の整備などにより、「学びの変革」の更なる加速に取り組む。
広島県 公立大学法人 運営費交付金事業	県立広島大学が地域社会と連携し、地域の活性化への支援、生涯学習ニーズへの対応、産学官連携の推進など、大学が有する知的・物的資源の地域への積極的な提供を通じて、地域産業及び地域社会の活性化に貢献するよう努める。

(9) 集落の整備

事業名	事業内容
住民自治組織 協働連携モデル 推進事業	集落の状況に応じた柔軟な地域運営や創意工夫を生かした課題解決の取組を後押しすることによって、過疎地域における地域力の強化を図る。
地域共生社会 推進事業	様々な生活課題に対して、住民と多様な主体が協働してその解決に取り組む地域活動・仕組づくりや、分野・制度の枠を超えた専門職の連携等による包括的な相談支援体制の構築を図る市町の取組を支援する。

(10) 地域文化の振興等

事業名	事業内容
文化振興事業	<ul style="list-style-type: none">○ けんみん文化祭開催事業 けんみん文化祭の充実を図ることにより、地域の人々が参加し、ふれあい、楽しむことができる文化活動発表の場を提供するとともに、それぞれの地域の特色ある文化・芸術の振興を図る。○ 文化財保存事業費補助金 指定文化財の保存修理、防災施設設置や環境整備等を実施し、文化財の適切な保存と公開・活用を図る。
スポーツを活用した地域活性化推進事業	スポーツを核とした豊かな地域づくりに向け、スポーツを活用した地域活性化に取り組む。 <ul style="list-style-type: none">・ 県内各地域の取組支援・ スポーツ情報の一元化・戦略的情報発信・ スポーツアクティベーションひろしまの組織運営
県立学校体育施設開放事業	県立学校の体育施設を開放し、地域住民の身近なスポーツ活動の場を提供する。

(11) 再生可能エネルギーの利用の推進

事業名	事業内容
地域還元型再生可能エネルギー導入事業	再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、県と中国電力グループが共同して、メガソーラー発電事業に取り組み、発電事業によって得られる収益は、地域に還元（電力買取制度の不公平性を緩和）する。
県有施設太陽光発電導入事業	再生可能エネルギーの普及拡大に向けて、既存の県有施設（屋根）へリース方式により太陽光発電設備を設置する。
里山バイオマス利用拡大支援事業	温暖化対策につながる木質バイオマスの活用について、専門家派遣による課題解決を通して住民同士が知恵と技術のネットワークで支え合う仕組み（実践コミュニティ）をつくり、木質バイオマスの利用拡大を支援する。

(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項

事業名	事業内容
ひろしまの森づくり事業	放置された人工林や里山林を整備することにより、森林の公益的機能を維持・発揮させる。
日本型直接支払制度	<p>農林地の公益的機能の維持・発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等直接支払の実施 農業生産条件の不利を補正する直接支払を実施し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、自律的かつ継続的な農業生産活動等の取組を推進する。 ○ 農業・農村多面的機能支払の実施 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域活動や道水路及び農村環境の適切な保全活動を支援することにより、持続的な農業生産活動を通じた農地の公益的機能の維持を図る。
国定公園等整備事業	西中国山地と比婆道後帝釈の二つの国定公園と県の南部、東部、北東部地域を通過する全長 425 k mにおよぶ中国自然歩道の施設整備については、国の「自然環境整備交付金」を活用しており、瀬戸内海国立公園の施設整備については、平成 27 (2015) 年度から国立公園も「自然環境整備交付金」の対象となったことから、令和 3 (2021) 年度も引き続き、瀬戸内海国立公園内の歩道等の整備を行う。
公園施設維持修繕事業	県内の自然公園内等の県有施設（国立公園23地区、国定公園16地区、県立自然公園6地区、中国自然歩道1路線、県自然歩道1路線にある公衆トイレ、歩道、野営場等の施設及び指定管理者施設）について、老朽化した施設の修繕や突発・緊急的で予測不可能な故障等への対応を実施する。
海ごみ対策推進事業	<p>海ごみに係る喫緊の課題を解決するため、新たに企業等と連携してプラットフォームを設立するなど、総合的・効果的な海ごみ対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業等と連携して効果的な対策を検討・実施していくための海ごみ対策プラットフォーム設立・運営 ・ 海洋プラスチックごみの発生要因調査 ・ ごみステーションや空容器回収BOXの漏洩対策の検討・実施 ・ 市町が実施する海ごみ対策への補助 ・ 海岸漂着ごみの実態把握調査
都道府県過疎地域等政策支援員（仮称）	<p>過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、過疎地域等を有する市町からの要望に基づき、必要に応じて県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する。</p> <p>（要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域その他の条件不利地域（山村、離島、半島）を有する複数の市町への支援であること ・ 市町の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援業務に従事すること

(13) 過疎地域市町相互間の連絡調整，人的及び技術的援助その他必要な援助

ア 過疎地域市町相互間の連絡調整

- (ア) 過疎地域等を有する関係市町の長及び県知事とで構成する，広島県中山間地域振興協議会（実務者レベルで構成する同推進会議を含む。）等を通じて，過疎地域の持続的発展に資する情報共有を図るとともに，定期的な意見交換等に努める。
- (イ) 上記(ア)のほか，下記イに掲げる個々の事項に関しては，所管部局において，必要な援助等を講じる。

イ 人的及び技術的援助その他必要な援助

過疎地域等を対象に，国及び県による行財政上の支援措置を講じることとされている事業及びその他の援助を次ページ以降に取りまとめた。対象地域及び援助の内容による分類は次のとおり。

(対象地域)

分類記号 A・・・ 過疎地域等（過疎地域持続的発展方針に掲げる過疎地域及び特定市町村の区域をいう。以下同じ。）のみを制度の対象としているもの

〃 B・・・ 条件不利法の対象地域のみを制度の対象としているもの

〃 C・・・ 条件不利法の対象地域を含む地域を制度の対象としているもの

※ 条件不利法

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- ・ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
- ・ 離島振興法
- ・ 半島振興法
- ・ 山村振興法
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 豪雪地帯対策特別措置法
- ・ 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法 等

(援助の内容)

分類記号 ア・・・ 過疎地域等を対象とした補助率の嵩上げがあるもの

〃 イ・・・ 過疎地域等を対象とした補助率の嵩上げが無いもの

〃 ウ・・・ その他地方債計画に基づく措置や税制上の優遇措置等

危機管理監

事業名	事業内容
1 消防防災施設等整備費補助事業 【C・ア】	市町等の消防防災施設の整備を促進するため、耐震性貯水槽、消防指令センター等の設備に対して補助金を交付する。 (1) 補助対象事業者 市町及び一部事務組合 (2) 補助対象施設等 耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター総合整備事業等 (3) 補助率 補助基準額の1/3, 1/2 (一部過疎地域や離島地域等の嵩上げ5.5/10) ただし、耐震性貯水槽は1/2以内、高機能消防指令センター総合整備事業は1/3以内
2 緊急消防援助隊設備整備費補助事業 【C・イ】	市町等の緊急消防援助隊設備の整備を促進するため、車両、資機材等の整備に対して補助金を交付する。 (1) 補助対象事業者 市町及び一部事務組合 (2) 補助対象施設等 消防用車両等 (3) 補助率 補助基準額の1/2以内

総務局

事業名	事業内容
1 税制上の優遇措置 【A・ウ】	県税の課税免除 (1) 過疎地域持続的発展市町計画に記載された産業振興促進区域内で租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける設備の取得等をしたものについて課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税(県が課すべき大規模償却資産)について課税免除する。(産業振興促進区域において振興すべき業種に限る。) (2) 過疎地域持続的発展市町計画に記載された産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人について課すべき事業税について課税免除する。(自家労力の延日数が、その年の延労働日数の1/3超1/2以下の場合に限る。) (3) (1)及び(2)の課税免除は、公害関係法令に抵触する者については行わない。 (4) 免除期間 ① (1)に係る事業税 事業の用に供した年(年度)以降3か年度 ② (1)に係る固定資産税 課税することとなる最初の年度以降3か年度 ③ (2)に係る個人の事業税 課税免除する最初の年度から5か年度

地域政策局

事業名	事業内容
1 市町生活交通支援事業 【C・ア】	市町の交通体系の再編を促進するため、市町が運行する路線について、走行キロに応じて補助金を交付する。 (1) 補助対象路線 市町等運行路線（事業主体が市町、道路運送法に基づく地域公共交通会議等、特定非営利活動法人等町内会その他の地域住民の集合体であるもの） (2) 補助額算定方法 単価×対象路線走行キロ×補助率 （全過疎1/3、一部過疎1/4、非過疎1/6）
2 離島交通対策事業 【B・イ】	離島住民にとって必要不可欠な離島航路の維持及び改善を図るため、離島航路所在市町に対し、離島航路補助金を交付する。 (1) 補助対象要件 ① 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に連絡する航路 ② 本土と①の地域又は①の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他に交通機関によることが著しく不便となること (2) 補助対象額 査定欠損額から国庫補助額を控除した額 (3) 補助率 1/2
3 過疎地域集落再編整備事業 【A・イ】	(1) 定住促進団地整備事業 過疎市町が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対し補助を行う。 (2) 集落等移転事業 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等へ移転する事業に対して補助を行う。 (3) 定住促進空き家活用事業 過疎市町内に点在する空き家を有効活用して実施する住宅整備に対して補助を行う。 (4) 季節居住団地整備事業 交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域に存する住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助を行う。 ① 事業主体 過疎市町 ② 交付率 国1/2以内
4 過疎地域遊休施設整備事業 【A・イ】	過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助を行う。 (1) 事業主体 過疎市町 (2) 交付率 国1/3以内 交付対象経費限度額6,000万円

事業名	事業内容
<p>5 過疎地域等持続的発展支援事業 【A・イ】</p>	<p>過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業，ICT等技術活用事業等を支援する。</p> <p>(1) 人材育成事業 主として都道府県実施を想定。ただし，伝統，文化の継承など地域が特定される場合は，市町実施も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域リーダーの育成 ・ 他地域との交流やネットワークの強化等 <p>※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ 様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材），地域資源を活用し，地場産品開発や地域PRができる人材，地域内人材と外部人材をつなぐ人材，ITリテラシーに長けた人材等</p> <p>(2) ICT等技術活用事業（過疎市町のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落等のテレワーク環境整備 ・ オンラインでの健康相談 ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信 ・ ドローンを活用した買物等の生活支援 ・ センサーを使った鳥獣対策等 <p>(3) その他過疎地域の持続的発展に必要な事業</p> <p>① 対象地域 過疎地域</p> <p>② 事業主体 ア 過疎市町 イ 都道府県</p> <p>③ 交付率 ア 定額 イ 1/2又は6/10（※） ※ 財政力指数0.51未満の都道府県に限る 交付限度額 2,000万円</p>
<p>6 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【B・イ】</p>	<p>過疎地域をはじめとした条件不利地域を対象に，「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において，生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援する。 （特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援）</p> <p>(1) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）</p> <p>(2) 補助率 交付限度額 1,500万円（定額補助） ※ 下記事業については，限度額を上乗せ</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専門人材を活用する事業（+500万円） ② ICT等技術を活用する事業（+1,000万円） <p>上記（①+②）併用事業（+1,500万円）</p>

事業名	事業内容
<p>7 「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【B・イ】</p>	<p>人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動等の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に補助を行う。</p> <p>(1) 対象地域 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 ※ 都市計画区域等の一定の地域を除く</p> <p>(2) 事業主体 ① 市町等 ② NPO法人等（間接補助）</p> <p>(3) 補助率 ① 市町等 1/2以内 ② NPO法人等 1/3以内（間接補助）</p>
<p>8 市町が課する固定資産税の課税免除及び不均一課税に対する減収補てん制度 【B・ウ】</p>	<p>(1) 対象 過疎地域市町等において、租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の規定の適用を受ける設備を新・増設したものに課すべき固定資産税について課税免除又は不均一課税を行った場合に普通交付税による減収補てんの対象とする。 ただし、市町において、課税免除・不均一課税に関する条例を制定する必要がある。なお、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項の規定により新たにみなし過疎地域となった区域を除く。</p> <p>(2) 減収補てんの期間 固定資産税を課すこととなる最初の年度以降3年間</p> <p>(3) 減収補てんの限度額 ① 課税免除の場合 基準財政収入額から控除する額 ＝課税標準額×標準税率(1.4%)×0.75 ② 不均一課税の場合 基準財政収入額から控除する額 ＝課税標準額×[標準税率(1.4%) －不均一課税の税率]×0.75</p>
<p>9 過疎対策事業債 【A・ウ】</p>	<p>過疎地域持続的発展市町計画に基づいて実施する次に掲げる事業について地方債を充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 ・ 産業の振興 ・ 地域における情報化 ・ 交通施設の整備、交通手段の確保 ・ 生活環境の整備 ・ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ・ 医療の確保 ・ 教育の振興 ・ 集落の整備 ・ 地域文化の振興等 ・ 再生可能エネルギーの利用の推進 ・ 過疎地域持続的発展特別事業（ソフト事業） <p>充当率：対象事業費の原則100% (交付税措置 元利償還金の70%)</p>

事業名	事業内容
10 辺地対策事業債 【B・ウ】	市町辺地総合整備計画に基づいて実施する次に掲げる施設の整備等について地方債を充当する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電灯用電気供給施設 ・ 交通・通信施設 ・ 教育文化施設 ・ 厚生・医療施設 ・ 産業振興施設 充当率：対象事業費の原則100% (交付税措置 元利償還金の80%)
11 地域エネルギー供給拠点整備事業 【C・ア】	地域における石油製品の安全かつ災害時における効率的な安定供給体制の確保を目指すために、揮発油販売業者等が行う次の工事に係る費用の一部を補助する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下埋設物等の撤去工事 国2/3 ・ 地下埋設物等の入換工事 <ul style="list-style-type: none"> 過疎地・中小企業 国3/4 過疎地以外・中小企業 国2/3 非中小企業 国1/4 市町 国10/10 ・ 自家発電機設置工事 国1/2
12 都道府県過疎地域等政策支援員（仮称） 【B・ウ】	過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成するため、過疎地域等を有する市町からの要望に基づき、県が専門人材を雇用又は委託し、過疎地域等を支援する。 (要件) <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域その他の条件不利地域（山村，離島，半島）を有する複数の市町への支援であること ・ 市町の施策の企画立案，指導・助言，関係者調整等の支援業務に従事すること

環境県民局

事業名	事業内容
<p>1 循環型社会形成推進 交付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化炭素 排出抑制対策事業費 交付金 (先進的設備導入 推進事業) ・ 廃棄物処理施設整備 交付金 <p>【C・ア】</p>	<p>市町（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5か年）に基づき実施される事業の費用に対して、一部を国が交付金として交付する。</p> <p>(1) 対象地域 市町（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。ただし、特例措置として過疎地域等は、人口又は面積の要件に該当しない場合も交付対象）</p> <p>(2) 対象施設 循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象（リサイクルセンター、ごみ焼却施設跡地を利用して整備するサテライトセンター、ごみ焼却施設〔施設規模に応じたエネルギー回収率の要件について、交付要綱に定める施設整備マニュアルに適合する施設〕、浄化槽、コミュニティプラント、汚泥再生処理施設、最終処分場、施設整備に係る計画支援事業等）</p> <p>(3) 交付金額 対象事業費の1/3 [一部事業は1/2] ※ 離島地域においては、1/2要件が拡大</p>
<p>2 浄化槽設置整備事業 (循環型社会形成推進 交付金事業又は 地方創生污水处理施設 整備推進交付金事業)</p> <p>【C・ア】</p>	<p>浄化槽の設置者へ補助する市町に対して助成する。</p> <p>(1) 補助対象事業者 市町</p> <p>(2) 補助額 (国庫補助金、交付金)</p> <p>① 離島地域 補助基準額の1/2の額（交付金） ② その他地域 補助基準額の1/3の額</p> <p>※ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の交付額は1/2（県費補助） 補助基準額×1/3×減額率（予算額まで一律） ※ 補助対象は、単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換</p>
<p>3 公共浄化槽等整備事業 (循環型社会形成推進 交付金事業又は 地方創生污水处理施設 整備推進交付金事業)</p> <p>【C・ア】</p>	<p>市町が事業主体となって浄化槽を面的に整備する事業に対して助成する。</p> <p>(1) 補助対象事業者 市町</p> <p>(2) 補助額 (国庫補助金)</p> <p>① 離島地域 補助基準額の1/2の額（交付金） ② その他地域 補助基準額の1/3の額</p> <p>※ 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の交付額は1/2（県費補助） 起債元金償還額（交付税措置を除く）の1/3</p>

健康福祉局

事業名	事業内容
1 離島簡易水道等施設 整備事業 【B・イ】	生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するため、離島の水道利用者の負担を軽減することにより普及促進を図り、生活の安定及び保健・福祉の向上を図る。 (1) 補助対象事業者 離島を有する市町 (2) 補助率 国1/2
2 へき地医療拠点病院 施設・設備整備事業 【B・イ】	へき地医療拠点病院が、へき地医療支援事業を実施する上で必要となる施設・設備整備に対して補助する。 補助率 県1/2 国1/2
3 へき地医療拠点病院 運営事業 【B・イ】	へき地医療拠点病院の運営事業に対して補助する。 補助率 県1/2 国1/2
4 へき地診療所施設・ 設備整備事業 【B・イ】	市町等が設置するへき地診療所として必要となる施設・設備整備に対して補助する。 補助率 国1/2
5 過疎地域等 特定診療所施設・ 設備整備事業 【B・イ】	市町が設置する過疎地域等特定診療所として必要となる施設・設備整備に対して補助する。 補助率 県1/4 国1/2
6 へき地診療所 運営事業 【B・イ】	市町等が設置しているへき地診療所（国保直営診療所を除く。）の運営事業の赤字額に補助する。 補助率 国2/3
7 へき地患者輸送車(艇) 整備事業 【B・イ】	市町が実施するへき地患者輸送車（又は輸送艇）の整備に対し補助する。 補助率 国1/2
8 へき地巡回診療車(船) 整備事業 【B・イ】	市町が実施するへき地巡回診療車（船）の整備に対し補助する。 補助率 国1/2

農林水産局

事業名	事業内容												
1 かんがい排水事業 【C・ア】	<p>ほ場整備等面工事に関連して行われるものであって、水田農業経営確立対策との整合が図られている地区にあっては、受益面積60ha以上、末端支配面積60ha以上</p> <p>補助率</p> <table border="0"> <tr> <td>6法*指定地域</td> <td>国5.5/10</td> <td>県2/10</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>国1/2</td> <td>県1.5/10</td> </tr> </table> <p>* 特定農山村法，山村振興法，過疎法，半島振興法，離島振興法，棚田地域振興法</p>	6法*指定地域	国5.5/10	県2/10	その他地域	国1/2	県1.5/10						
6法*指定地域	国5.5/10	県2/10											
その他地域	国1/2	県1.5/10											
2 ほ場整備事業 【C・ア】	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。</p> <p>補助率</p> <table border="0"> <tr> <td>6法指定地域</td> <td>国5.5/10～6.25/10</td> <td>県2/10～3.25/10</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>国1/2～6.25/10</td> <td>県1.5/10～2.75/10</td> </tr> </table>	6法指定地域	国5.5/10～6.25/10	県2/10～3.25/10	その他地域	国1/2～6.25/10	県1.5/10～2.75/10						
6法指定地域	国5.5/10～6.25/10	県2/10～3.25/10											
その他地域	国1/2～6.25/10	県1.5/10～2.75/10											
3 中山間地域等 直接支払事業 【B・イ】	<p>農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、耕作放棄の原因となる農業生産条件の不利性を直接補正する直接支払を実施し、適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の公益的機能の維持・発揮を図る。</p> <p>(1) 対象地域 特定農山村，山村振興，過疎，半島，離島の地域振興立法の指定地域等</p> <p>(2) 対象農用地 協定が締結された1ha以上の農振農用地で、傾斜度等により農業の生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きい農用地</p> <p>(3) 対象行為 集落(又は個別)協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等</p> <p>(4) 負担区分 国1/2，県1/4，市町1/4 (特認は国・県・市町が各1/3)</p>												
4 県営ため池等整備事業 【C・ア】	<p>農業用水の確保と併せて災害の未然防止の観点から、ため池の計画的な整備を推進する。</p> <p>補助率 (小規模)</p> <table border="0"> <tr> <td>6法指定地域</td> <td>国5.5～6.0/10</td> <td>県2.05～3.6/10</td> </tr> <tr> <td>その他地域</td> <td>国5.5/10</td> <td>県1.8～2.9/10</td> </tr> </table>	6法指定地域	国5.5～6.0/10	県2.05～3.6/10	その他地域	国5.5/10	県1.8～2.9/10						
6法指定地域	国5.5～6.0/10	県2.05～3.6/10											
その他地域	国5.5/10	県1.8～2.9/10											
5 育成林整備事業 【C・ア】	<p>森林整備の推進を図るために必要な森林管理道及び林業専用道を整備する。</p> <p>(1) 事業主体 県，市町等</p> <p>(2) 補助率</p> <table border="0"> <tr> <td>県</td> <td>過疎・山村</td> <td>国1/2</td> <td>県1/2</td> </tr> <tr> <td>市町等</td> <td>過疎・山村</td> <td>国1/2</td> <td>県1.5/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他地域</td> <td>国4.5/10</td> <td>県1.5/10</td> </tr> </table>	県	過疎・山村	国1/2	県1/2	市町等	過疎・山村	国1/2	県1.5/10		その他地域	国4.5/10	県1.5/10
県	過疎・山村	国1/2	県1/2										
市町等	過疎・山村	国1/2	県1.5/10										
	その他地域	国4.5/10	県1.5/10										

事業名	事業内容
6 機能回復整備事業 【C・イ】	既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに自然環境の保全などの社会的要請に対応するための改良等の整備に対して補助する。 (1) 事業主体 市町等 (2) 補助率 過疎・山村・その他地域 幹線林道の改良・舗装 国5/10 県1.5/10 その他林道の改良 国3/10 県2/10 その他林道の舗装 国1/3 県1/6
7 森林居住環境整備事業 【C・イ】	森林整備の基礎となり、生活環境の改善にも資する森林基幹道を整備する。 (1) 事業主体 県 (2) 補助率 過疎・山村・その他地域 国1/2 県1/2
8 幹線林道整備事業 【C・イ】	奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備等を地域の創造力を活かしながら総合的に実施する。 (1) 事業主体 県 (2) 補助率 過疎・山村・その他地域 国7.2/10 県2.3/10
9 畑地帯総合整備事業 【C・ア】	畑作地帯の生産振興，経営改善，担い手育成を図るため，地域の実情に応じた生産基盤及び生産環境を一体的，総合的に行う。 (1) 事業主体 県 (2) 補助率 6法指定地域 国5.5/10 県2/10 （離島 国5.5/10 県1.95/10） その他地域 国5.0/10 県1.5/10

教育委員会

(特別地域は、条件不利法の指定等、事業により異なるため要確認)

事業名	事業内容
1 小中学校校舎の 増築事業 【C・ア】	公立小中学校における教室不足を解消するための校舎の増築に要する経費の一部を国が負担する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/2
2 小・中学校屋内運動場の 増築事業 【C・ア】	公立小中学校における屋内運動場の増築に要する経費の一部を国が負担する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/2
3 小・中学校統合校舎等 の増築事業 【C・ア】	公立小中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/2
4 危険建物改築事業 【C・ア】	構造上危険な状態にある建物の改築に要する経費の一部を国が負担する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/3
5 公害防止工事等事業 【C・ア】	公害により被害を受けている学校の改築又は防止に必要な校舎、屋内運動場、寄宿舎の改築等に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/3
6 不適格建物改築事業 【C・ア】	構造上は危険ではないが、教育機能上不適格な建物等の改築の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/3
7 へき地集会室等の 増築事業 【C・ア】	へき地集会室及びへき地寄宿舎の増築に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/2
8 へき地教員宿舎 整備事業 【C・ア】	市町が、へき地学校等に勤務する教職員のために住宅の建築に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10 ② その他 1/2
9 学校給食施設の 増築事業 【C・ア】	学校給食の開設に必要な施設整備（ドライシステムによるものに限る。）及び学校給食の改善充実に必要な施設整備の新築又は増築に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10又は2/3（財政力指数による） ② その他 1/2
10 学校給食施設の 改築事業 【C・ア】	学校給食の開設に必要な施設整備（ドライシステムによるものに限る。）及び学校給食の改善充実に必要な施設整備の改築に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 ① 特別地域 5.5/10又は5/10（財政力指数による） ② その他 1/3

事業名	事業内容
11 へき地児童生徒 援助費等補助金 (保健管理費を除く) 【C・ア】	市町が負担するスクールバス・ボート等購入費, 寄宿舍居住費, 高度へき地修学旅行費及び遠距離通学費について, その経費の一部 を国が補助する。 補助率 1/2
12 へき地児童生徒 援助費等補助金 (保健管理費) (医師等派遣事業) 【C・ア】	へき地学校(1級から5級)の児童生徒の健康の保持増進を図るた めに行う事業に要する経費の一部を国が補助する。 補助率 1/2
13 へき地児童生徒 援助費等補助金 (保健管理費) (心臓検診事業) 【C・ア】	心臓疾患の早期発見と予防を図るため, へき地(準へき地を含む) に所在する小学校の第1学年(又は第4学年)並びに中学校第1学年 の児童生徒を対象に実施する心電図検診事業に要する経費の一部を 国が補助する。 補助率 実施児童生徒数×文部科学大臣が定める額 ×1/3以内の額